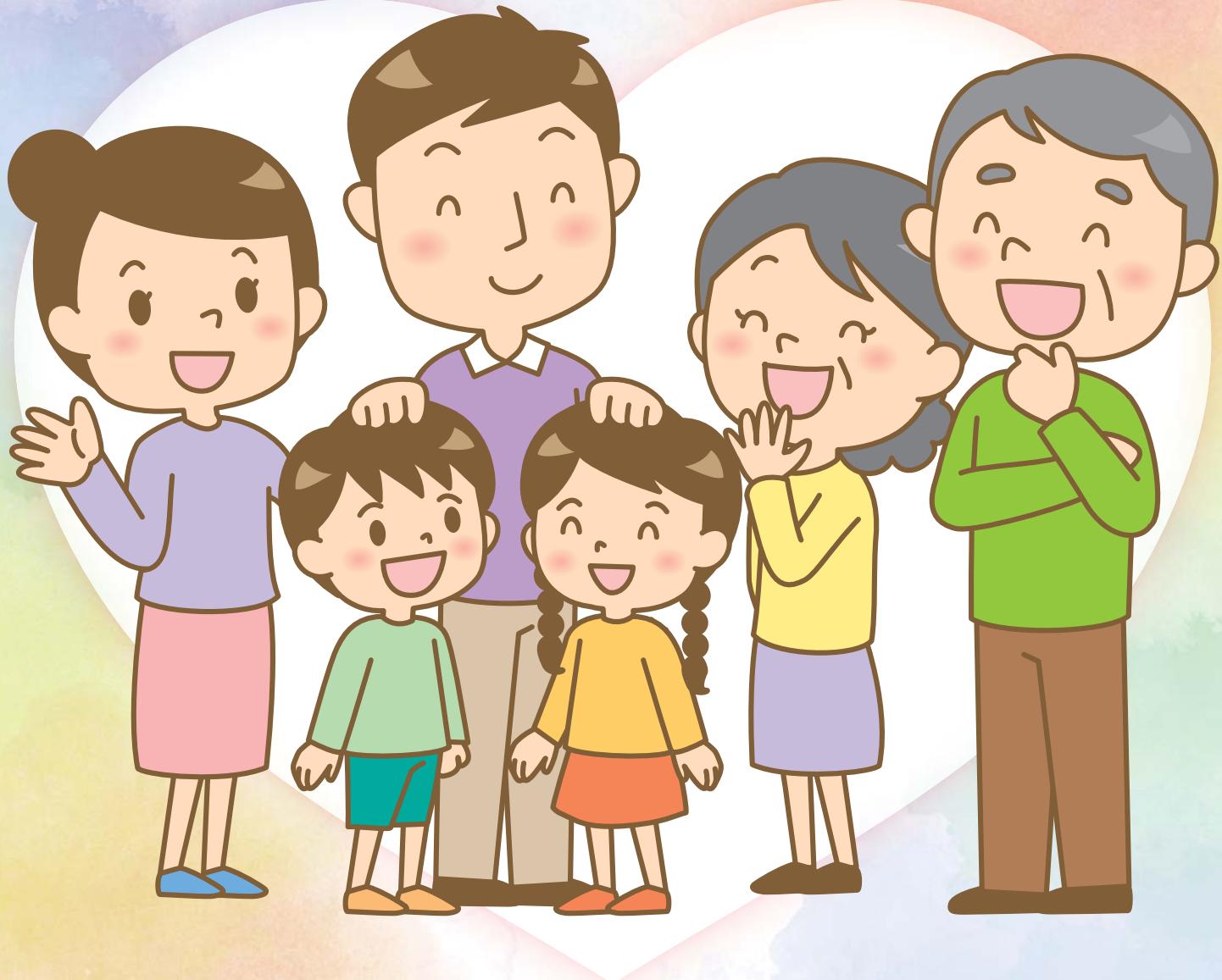


あしたへ生きる

2021年
ねん
れいわ わん
(令和3年)
だい しゅう
第41集

だれ しあわ い しゃ かい
～誰もが幸せに生きられる社会へ～



P1~2…… あらゆる人権侵害からすべての市民を守るために
じん けん しん がい し みん まも

P3~6…… 那珂川市子どもの権利条例
なか がわ し こ けん り じょう れい

P7~10…… 那珂川市部落差別の解消の推進に関する条例
なか がわ し ぶ らく さ べつ かい しょう すい しん かん じょう れい

P11~14… 令和3年度 那珂川市同和問題講演会
れいわ ねん ど な か がわ し どう わ もん だい ごう えん かい

「ネット人権侵害と部落差別の現実」
じん けん しん がい ぶ らく さ べつ げん じつ



あらゆる人権侵害からすべての市民を守るために

〇〇さんって、最近、生意気だな。
みんなで無視しようぜ。

私も、同じことを思っていたわ。
少し痛い目にあわせよう。
そうしたら、少しさは変わるかも。

まさか、自分がこんな
に言われるなんて。
怖い! どうしよう?

これって、いじめじゃない?
でも、先生に言うと、私がいじめの
標的にされそうでこわい。
どうすればいいの? なんとか彼女
を助けられないかな?

無視するなんて嫌だなあ。でも合わ
せないと自分が仲間外れにされ
しまう。
明日みんなに会ったら、どういう行
動をとればいいんだ? 困った!
どこかに相談できればいいのに。



人は生まれながらに
幸せになる権利があります。
その権利を守るために、
条例を制定しました。

※1 SNS:ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録している利用者同士が交流できるネット上のサービス。

な か がわ し こ けん り じょう れい し こう

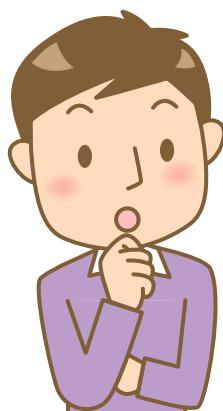
「那珂川市子どもの権利条例」を施行しました



?

「子どもの権利条例」は
なぜできたの？

子どもの貧困、児童虐待、いじめなど、
子どもが置かれている状況に危機感
を覚えた多くの地域住民の提案を受
けて条例ができたんだよ。



おとな
大人がすべきことは、何ですか？

子どものあるがままを認め、受け入れ、
寄り添うこと、子どもの側に立って、
子どもそのものを理解しようとするこ
とです。



?

「子どもの権利条例」ができたって言っているけど、
子どもの権利ってそもそも何があるの？

つぎ
次のページから詳しい説明をしていくよ！



1

安心して生きる権利



かあ わたし わる くち
お母さん。SNSで私の悪口をクラスのみんなが
い 言っているんだけれど、どうしたらいいかな。

そう だん
相談してくれてありがとう。それは、つらいね。
かあ かい けつ
お母さんもどうしたら解決できるか、一緒に考えるね。



あん しん
い けん り
「安心して生きる権利」とは、例えば「命が守られ、平和
あん ぜん
と安全な環境のもとに暮らすこと」「愛情をもって大切
かん きょう
に育てられること」「虐待と体罰、いじめから心身が守
たい せつ
られること」などです。



2

自分らしく生きる権利



なに おや しか
ぼくは何をやっても、親に叱られるし、先生には注
い 意されるし、ぼくにはいいところがないのかな？
なに なに き
何もやる気が起きない。

みんな、Aさんのよさに気づいていないのね。さっき
め ふ じ ゆう ひと みち おう だん
目の不自由な人が道を横断しようとしたとき、自分の
かた て お つた いっ しょ おう だん
肩に手を置くように伝えて、一緒に横断していたじゃ
ない。Aさんには、人として大切な「やさしい心」があ
ると思うよ。自信をもって。



じ ぶん
い けん り
「自分らしく生きる権利」とは、例えば「自分の存在を
みと そん ちょう
認められ、尊重されること」「自分の可能性に挑戦す
じ ぶん
るること」「自分の考え方を持ち、自分らしくありのままで
い けん り
生きる権利」などです。



3

心豊かに育つ権利



「恵子児童館子どもまつり」に私も行きたい!

ぜひ、行ってみるといいですよ。「恵子児童館子どもまつり」では市内の中学校の子どもたちが作った「人権の木(人権メッセージ)」が掲示されています。それを読むとみんなの思いが伝わり心があたたかくなりますよ。



「心豊かに育つ権利」とは、例えば、「人権と平和の大切さを学ぶこと」「自ら学びたいことを学ぶこと」などです。



4

意見を伝え参加する権利



今度の「社会を明るくする運動の住民集会」で、那珂川市のみなさんに伝えたいことがあるんです。



どんなことを伝えたいですか？



コロナ禍で人を「思いやる心」が目立たなくなつたと思います。こんな時こそ、「思いやる心」が大切だと伝えたいのです。

Bさんは、素晴らしい意見を持っていますね。
ぜひ発表してください。



「意見を伝え参加する権利」とは、例えば、「自分の気持ちや考えを表明し、尊重されること」「必要な情報を大人や社会に求め、集めること」などです。





子どもの大切な権利を守り、子どもにやさしいまちづくり

【市が取り組むこと】

- 子どもの権利の周知と学びの支援をします。
- 子どもに対する虐待や体罰、いじめの予防と早期発見に取り組みます。
- 子どもの権利の侵害について相談することができる場や機会をつくります。
- 子どもの権利の救済が必要なときは、必要な支援をします。
- 市の取組を計画的に進めるため、行動計画をつくります。

【市と市民の相互の連携・協力】

市と市民が相互に連携・協力して、子どもの権利を保障していきましょう。

子どもの皆さんに伝えたいこと



あなたは、無限の可能性に満ちた、かけがえのない存在です。
 あなたには、幸せに生きる権利があります。だから、どうしたら自分が幸せになれるのかについて考え、調べ、学び、大人に伝えることができるのです。
 大人は、あなたが充実した生活を送り、幸せに生きていくことができるよう、あなたにとって最もよいことを第一に考え、見守ったり手助けをしたりします。
 もし、つらいことがあったら、一人で悩まずに、周りの大人に相談してください。周りの大人に相談できないことは、いつでも「那珂川市こども総合相談窓口」に相談してください。
 あなたにとって最もよいことを第一に考え、手助けします。

那珂川市こども総合相談窓口

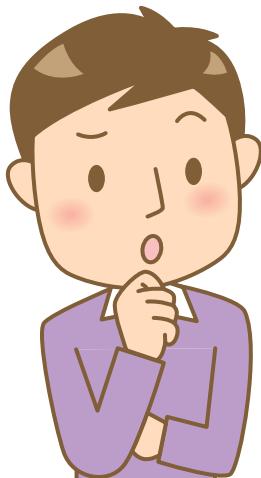
☎ 092-408-1036

【相談の受付時間】●月～金 午前8時30分～午後5時(※祝日、年末年始はお休み)

✉ kodomoouen@city-nakagawa.fukuoka.jp

な か がわ し ぶ らく さ べつ かい しょう すい しん かん じょう れい 「那珂川市部落差別の解消の推進に関する条例」 なん って何だろう？ ただ ちしき み さべつ こう どう

～みんなで正しい知識を身につけて、差別をなくすための行動を～



きょう がっこう じゅぎょう ぶらくさべつ はなし
今日、学校の授業で部落差別についての話があつたんだって？
とう こ ごろ おな じゅぎょう
お父さんの子どもの頃も同じような授業があったんだよ。
さべつ おも じゅぎょう
もう差別はなくなったと思っていたよ。



とう お父さんが子どものころから？
せんせい いま さべつ
先生は、今でも差別はなくなってないって言っていたよ。でも、そんな昔からあるなんて…。明日また学校で先生に聞いてみるね。



かあ いま ぶらくさべつ のこ
お母さんもなぜ今も部落差別が残っているか、知りたいわね。先生に聞いてみて。
ぶらくさべつ せんせい き
部落差別のおかしさに気付かない人が、
いま きづ ひと
なぜ未だにいるのかしら？



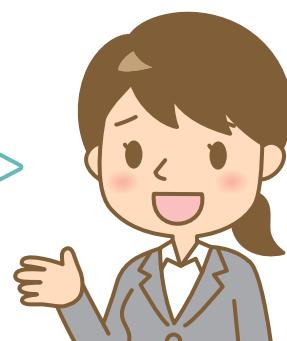
先生、部落差別についての授業が今も行われているっていうことに、お父さんも驚いていました。お父さんも子どもたちに同じ授業があったんだって。お父さんは、もう差別はなくなっているだろう、って思っていたみたい。

そうね、残念だけど、今も差別はなくなっていないんだよ。今はインターネットで誰でもいろいろな情報を簡単に見られる便利な世の中だけど、中には差別的で間違った情報もあるね。それをそのまま信じ込んでしまって、差別行動につながっているのもあるね。まずはその情報が正しいかどうか、一度立ち止まって考えてみてね。わからないときは、うちの人や先生に相談しましょう。



でも、インターネットでたくさん的人が書き込んでいたら、正しいって信じてしまうような…。

確かに!信じてしまいそうになるよね!そこで一度考えてほしいんだけど、知らないところで自分の差別的な間違った情報を書き込まれていたら、すごく嫌な気持ちにならない?



すごく、嫌な気持ちになるよ。

そうでしょう?だから、差別的な間違った情報を間違っているとちゃんと言えるように、今でも部落差別について学習しているのよ。あなたには、差別をしない人になってほしい、差別などしなくてもいい生き方をしてほしいと思っているの。



令和3年3月「那珂川市部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。



差別をなくすためには、私たち一人ひとりが、差別を「自分自身の問題」として考え、理解することが必要な。そのために、この条例では、「市の責務」や「市民及び事業者の役割」が明らかにされているわ。

市の責務

部落差別のない那珂川市を実現します

- 市民一人ひとりが部落差別について理解できるように努めます。
- 相談体制の充実を図ります。
- 部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行います。
- 部落差別の実態調査に係る調査を行います。

[市の取組]

- 部落差別をなくすため、様々な教育及び啓発活動を実施していきます。
- 同和問題講演会を主催していきます。
- 各区の人権問題研修会の講師の紹介などをしていきます。
- 市民の人権相談に対応していきます。



し みん およ じ ぎょう しゃ やく わり 市民及び事業者の役割

- 部落差別をしないようにしましょう。
- 部落差別の解消に努めましょう。
- 部落差別を温存又は助長するようなことはしないようにしましょう。

部落差別について、正しい知識を身につけ、理解を深めましょう。

まずは、各区で開催されている人権研修会や、市が主催している同和問題講演会に参加してみるとことからはじめましょう。

部落差別をなくすため、みんなで取り組んでいきましょう!という条例ができたんです。これからもみんなで一緒に部落差別をなくすために協力していきましょうね。

そうなんですね。差別をしない、許さないという気持ちをしっかりと持てるように勉強していきますね。



部落差別をなくすためには、

市民の皆さんの協力が必要です。

力を合わせて部落差別をなくしましょう!

ネット人権侵害と部落差別の現実

～コロナ禍で問われたこと～

那珂川市では毎年7月の同和問題啓発強調月間の期間中に同和問題講演会を開催しています。令和3年度は、一般社団法人山口県人権啓発センター事務局長の川口 泰司さんを講師に迎え、「ネット人権侵害と部落差別の現実～コロナ禍で問われたこと～」をテーマに、今なお起こっている部落差別の現実について講話をしていただきました。

1. 部落差別って今でもあるの？昔の話じゃないの？

今でも部落差別はあります。平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「現在もなお部落差別は存在する」ことが明記されています。これによって、客観的事実として差別が現存することが認められ、「部落差別はもうない、終わったこと」という意見は通らなくなりました。

2. 自分は差別しないから勉強しなくても大丈夫だよ。

「自分は差別しないから大丈夫」と思っている人は差別に対して無関心なのかもしれません。無関心なままだと部落差別について学ぶこともないため、厳しく言うと部落差別に対して、無知・無理解な人となってしまいます。無関心なままでは、部落差別について間違った情報を見たとき、間違いだと気付くことができずに簡単に信じてしまうことがあります。この間違った認識が重大な部落差別事件を起こしてしまったこともあるんです。差別は見ようとしなければ見えないし、見抜く力がなければ見抜けません。だから「自分は差別しないから大丈夫」ではなく、「差別を許さない」という心を持つてほしいんです。

3.でも部落差別なんて見たことないよ。

見たことがないのではなく、気付いていないかもしれません。現代の部落差別には

●「部落差別はなくなっている、大したことない」【差別の無効化】

●「部落の人は特権や利益のために『差別』と騒いでいるだけ」【余談と偏見】

●「嫌われることをやっているから差別されて当然」【自己責任論】

●「自分たちは『差別』ではなく『批判』しているだけ」【差別の正当化】

という特徴がありますが、これらは全て間違います。これを信じていると差別に気付くことはできません。差別する側は常に被害者に責任をもっていきます。しかし、どんな理由があっても、差別は正当化できません。これを正しく知ることで差別に気付くことができるようになります。

4.どんな差別が起こっているの？

現代はネット^{※2}上の差別が深刻化しています。ネットでは誰でも簡単に情報を発信できますが、その情報は本や雑誌とは違い、第三者によるチェックはありません。そのため、差別的な内容の記事やデマ^{※3}、フェイクニュース^{※4}などがノーチェックで広く発信できてしまいます。そして、ネットの情報の拡散力は、書籍や新聞とは比べものなりません。一瞬でデマやフェイクニュースが広まってしまいます。

ネットやIT^{※5}は法規制やルール作りが追いついておらず、ほぼ無法地帯となっています。自治体は日々モニタリング調査を行い、削除申請なども行っていますが、これだけで解決することはできません。その結果、ネット上では、現実社会では決して許されないような差別が起こっています。

中でも今問題になっているネット版「部落地名総鑑事件」は、ネット上の身元調査を事実上可能とした事件で、部落出身者や今も被差別部落に住んでいる人の個人情報を暴き、ネット上で晒す非常に悪質なものです。国会でも問題になっている大事件であるにも関わらず、法整備が追いついていないために規制ができず、今も苦しめられている人が多くいます。

※2 ネット：ここではインターネットだけではなく、IT、人工知能、ビッグデータ、さまざまなアプリといった便利なサービスを指す。

※3 デマ：「デマゴギー」の略。事実に反するうわさのこと。

※4 フェイクニュース：虚偽の内容で作られたニュース。一般的にはインターネット上で発信、拡散される嘘のニュース。

※5 IT：インフォメーションテクノロジー（情報技術）の略。コンピューターやインターネットなどを使う情報処理や通信技術を総合してこう呼ぶ。

5. 間違った情報に気付くためには何に気を付けたらいいの？

ネット情報は、自分が見たい情報だけを見ることが可能ですが。自分に最適化された情報に囲まれている状態を **フィルターバブル** といい、信じたい情報だけを信じる状態を **認知バイアス** と言います。ネット情報に触れる際にはこの状態になりがちですが、多様な価値観に触れることができなくなるため、**偏った知識が身についてしまい、差別意識の強化につながる恐れがあります**。ネット情報ではこのような状態になりやすいという事を知っておくことが大切です。

また、ネット情報、特にSNSは利用者も多く、拡散も容易ですが、その情報はデマ、フェイクである可能性があることを忘れないでください。良かれと思って拡散した情報が、人の命を奪ってしまうこともあります。拡散する前に、情報を信じる前に、「その情報の一次情報を確認する」「当事者の声を聞く」「ネガティブな情報の拡散はすぐに行わず、一度、冷静になって考える(態度を保留する)」といった行動をとることで、デマやフェイクの拡散を防ぐことができます。

このようなネット情報の特徴を理解し、デマやフェイクに騙されないように気を付けてましょう。

6. 気付けるようになるために必要なことは？

正しく知り、理解することが必要です。

昔は部落について周りの人からの情報があつたり、部落の方との関わりがあつたりしましたが、今は部落問題について知らない人も多くいます。そういう方がネット上の「差別意識にまみれた情報」を信じてしまい、新たな差別が生まれる危険性が高くなってしまいます。

新たな差別を生まないためにも、正しい知識を得られる人権学習が必要なのです。



7. どんな人権学習をすればいいのだろうか。

①顔の見える部落問題学習

近年の人権学習はリアリティーがないといわれています。当事者の声を聞く、実際の差別事象から学ぶなど、リアルに感じることのできる学習が必要です。

②反差別のロールモデル^{※6}となる

これまで差別問題は、差別を受けた当事者が前面に立って戦ってきました。でも、被害者を戦わせるのではなく、周りが声をあげてほしいんです。女性差別があつたら男性が、部落の人が差別されていたらそうでない人が声をあげることが大切です。

③マジョリティ^{※7}特権を考える

差別はマジョリティの問題です。マジョリティは優位に生きていることを自覚すること。自分の優位さに気付いておくことが大切です。

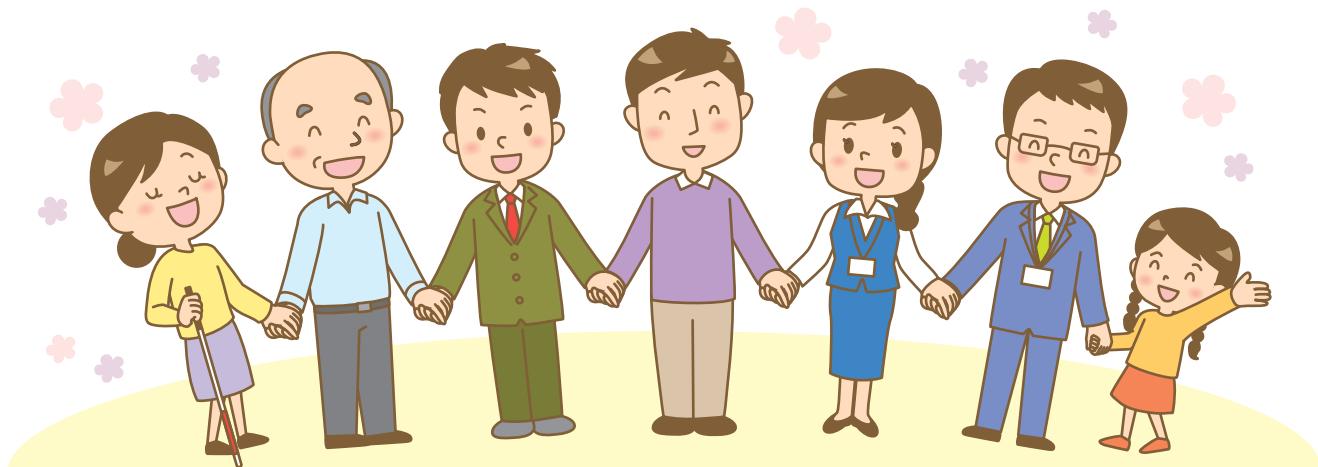
④「自己開示」とキャッチャーの存在

皆さん周りには様々なマイノリティ^{※8}の方がいます。その方が安心して「自己開示」できるよう、「この人には話しても大丈夫」と思われる存在、「キャッチャー」になってほしいと思います。

このようなポイントを踏まえ、目標を持った人権学習が大切です。

8. 最後に

新たな部落差別を生まないためにも、みなさんには正しく知り、正しく理解してもらいたいと思います。そして、少しでも早く当事者が安心して生活できるよう、部落差別解消に向け、共に取り組んでいきましょう。



※6 ロールモデル: 具体的な行動や考え方の模範となる人物。

※7 マジョリティ: 多数者、多数派。

※8 マイノリティ: 少数者、少数派、権力構造において弱い立場にいる人。

人権問題に関する相談窓口

人権問題・人権全般に関すること

- 那珂川市人権政策課 092-953-2211
- 那珂川市人権センター 人権・生活・困りごと相談室 092-952-9375
- ふくおか人権ホットライン 092-724-2644
- 福岡法務局筑紫支局 092-922-2881

同和問題に関すること

- 那珂川市人権政策課 092-953-2211
- 那珂川市教育委員会社会教育課 092-952-2092

子どもに関すること

- 子どもの人権110番 0120-007-110
- こども総合相談窓口 092-408-1036
- 那珂川市保健センター 092-953-2211
- 那珂川市教育委員会学校教育課 092-953-2211
- 恵子児童館子ども丸ごと相談室 092-953-0159
- 福岡児童相談所 092-586-0023
- 児童相談所全国共通ダイヤル 189

障がい者・高齢者に関すること

- 福岡県障がい者110番 092-584-6110
- 那珂川市高齢者支援課 092-953-2211
- 那珂川市地域包括支援センター 092-953-2211
- 那珂川市福祉課 092-953-2211
- 福岡県高齢者総合相談センター(シルバー110番) 092-584-3344

女性に関すること

- ちくし女性ホットライン 092-513-7335
- 那珂川市人権政策課 092-953-2211
- 福岡県男女共同参画センターあすばる相談室 092-584-1266

LGBTに関すること

- 福岡県LGBTの方のDV被害者相談ホットライン 080-2701-5461
- 福岡県弁護士会LGBTに関する無料電話法律相談 070-7655-1698